

年管管発 1220 第 7 号
平成 23 年 12 月 20 日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

20歳前障害による障害基礎年金の請求において初診日
が確認できる書類が添付できない場合の取扱いについて

障害基礎年金の請求に当たり、国民年金法施行規則第31条第2項第6号において障害の原因となった疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類を添付することとしているところである。

しかしながら、初診から長期間経過して請求する場合などは、初診日の証明が添付できないことがあることから、初診日の証明について弾力的な運用を求められてきたところである。

今回、20歳前障害による障害基礎年金の請求に限り、初診日の証明がとれない場合であっても明らかに20歳以前に発病し、医療機関で診療を受けていたことを複数の第三者が証明したものを添付できるときは、初診日を明らかにする書類として取り扱うこととし、平成24年1月4日より実施することとしたので貴管内市町村に対し周知されたい。

また、平成23年12月16日年管管発1216第3号当職通知を受けて、日本年金機構本部から年金事務所等に具体的な事務の取扱いが示されたことから、貴管内市町村に参考資料として情報提供されたい。



平成23年12月19日

【給付指 2011-305】

20歳前障害基礎年金において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱い（指示・依頼）

本部関係部

障害年金業務部、年金相談部

目的・趣旨

初診日において20歳未満であった障害による障害基礎年金の請求において、初診日が確認できる書類が添付できない場合に、初診日当時の状況を把握している複数の第三者の証明（以下「第三者証明」という。）を添付できる場合には初診日を明らかにできる書類として取扱うこととするとの通知が厚生労働省年金局事業管理課長より示されましたので、その内容を周知するとともに、平成24年1月4日から実施する取扱いについてお知らせします。

ポイント（内容）

1. 厚生労働省年金局事業管理課長通知

別添1を参照してください。

2. 適用対象の年金

初診日に20歳未満であった障害による障害基礎年金（別添2のQ&Aもご確認ください。）

3. 第三者証明による初診日の確認

提出された書類で初診日の確認を行うことができない場合であっても、その事実が複数の第三者（民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者の民法上の三親等内の親族は含まない。※1）証明により确实視される場合に限り、その証明により確認して差し支えないこととする。なお、当該証明については文書によるものとし、証明する者の氏名、住所、請求者との関係、請求者の傷病に関し知りうること（発病、事故、初診年月等）等が具体的に記入されたものによること。（※2 ※3）

※1 第三者の範囲は、平成23年3月23日年発0323第1号年金局長通知「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（【給付情 2011-40】を参照）に準じ取扱う。

※2 第三者証明による初診日の確認方法（認定方法）は、特別障害給付金と同様に取扱う。

※3 第三者証明は定型様式としませんが、「初診日に関する第三者の申立書」（別添3）を参考様式としてご活用ください。

4. 適用開始日

平成24年1月4日 受付分から

5. これまでの取扱い

初診日を確認するにあたり、これまで初診の医療機関にて初診日を証明する書類が添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない理由書」を提出し、それ以後の一番古い受診医療機関から初診日が確認できる書類（受診状況等証明書など）を添付することとしていました。また、併せて身体障害者手帳等の添付を求めてそれらの書類や傷病の性質等を総合的に勘案して初診日の判断を行っていました。

今回の厚生労働省通知は、これらの事務取扱を変更するものではありません。（第三者証明のみをもって初診日の確認を行わないこと。）

6. Q & A

この取扱いについて、Q & A（別添2）を作成しましたのでご確認ください。

7. 受付処理簿への記載

都道府県事務センターにおいて、第三者証明による請求を受付した際には、受付処理簿の添付書類に「第三者証明」などと登録するようにして、この取扱いの対象者であることがわかるようにしてください。

8. 業務処理要領【マニュアル】年金給付

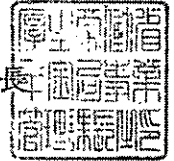
本件について、業務処理要領【マニュアル】年金給付（障害基礎年金請求書）の修正は追って行います。



年管管発 1216 第 3 号
平成 23 年 12 月 16 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



20歳前障害による障害基礎年金の請求において初診日
が確認できる書類が添付できない場合の取扱いについて

障害基礎年金の請求に当たり、国民年金法施行規則第31条第2項第6号において障害の原因となった疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類を添付することとしているところである。

しかしながら、初診から長期間経過して請求する場合などは、初診日の証明が添付できないことがあることから、初診日の証明について弾力的な運用を求められてきたところである。

今回、20歳前障害による障害基礎年金の請求に限り、初診日の証明がとれない場合であっても明らかに20歳以前に発病し、医療機関で診療を受けていたことを複数の第三者が証明したものを添付できるときは、初診日を明らかにする書類として取り扱うこととし、平成24年1月4日より実施することとしたので通知する。

なお、初診日を明らかにする書類として第三者証明が添付されてきた場合は、発病から現在までの病歴や治療経過等を十分確認したうえで、初診日が妥当であるか判断すること。

この取扱いについて貴機構の年金事務所等に周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

初診日が20歳未満であった方の障害基礎年金の請求において、初診日を確認できる書類が添付できない場合の取扱いQ&A

(日本年金機構年金給付部作成)

Q1 初診日が20歳未満であった方の障害基礎年金（以下「20歳前障害基礎年金」という。）にのみ第三者証明を可能とする理由はどのようなものか。

A 20歳前障害基礎年金の対象となる方の多くは、先天性疾患であり幼少期に受診した以後に通院履歴がないことが多く、医療機関で初診日に関する証明を得ることが難しくなると考えられます。20歳前障害基礎年金は無拠出年金であり納付要件を問わないことから、今回は20歳前障害基礎年金に限定したものです。

Q2 初診日が20歳以降の場合や障害厚生年金の場合でも第三者証明の取扱いを行ってもよいか。

A 今回は20歳前障害基礎年金に限定した取扱いです。窓口で誤って説明しないように注意してください。

Q3 適用開始時期はいつか

A 平成24年1月4日受付分から対象となります。

Q4 適用対象となる国民年金法の条文とはどれか。

A 【新法】

国民年金法第30条の4第1項（障害認定日による請求）

〃 第2項（事後重症による請求）

【旧法】

国民年金法第57条第1項

（障害認定日による請求・事後重症による請求）

Q5 年金コードが6350となる障害基礎年金に適用すると認識してよろしいですか。

A 年金コードから考えるのではなく、条文から適用対象かどうか判断してください。年金コード6350となる障害基礎年金の全てが対象ではありません。

【年金コード6350でも適用対象とならない例】

平成6年改附第4条・・過去に失権（国民年金や被用者年金）した方が再度障害等級に該当した場合に再び請求できる内容のものです。最初の障害年金決定時に初診日の確認を行っておりますので、再度の請求時に再度初診日の確認は行わないため適用対象になりません。

平成6年改附第6条・・国年質疑応答逐条改正経過集覧（一〇七九・一〇八〇ページ）にて同法は、20歳到達後の初診の者を対象としたものと解されたいとしていることから適用対象になりません。

Q6 2以上の障害を併せて、初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求（以下「はじめて2級」という。）[根拠条文：国民年金法第30条の3第1項、厚生年金保険法第47条の3第1項]の場合は適用対象となりますか。

A はじめて2級は適用対象になりません。はじめて2級は前発の障害の初診日は問わず、後発の障害（基準障害）で初診日の確認を行いますが、後発の障害の初診日は被保険者期間中または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいることが条件になります。したがって、はじめて2級による請求を20歳前障害基礎年金で請求することはありません。

Q7 提出された第三者証明の審査は、どこで行うのか。

A 特別障害給付金において同様の事務を行っている事務センターでの審査になります。今回、20歳前障害基礎年金の請求においても第三者証明が提出された場合は、同様に事務センターでの審査になります。

Q8 第三者証明は複数とあるが何人の証明が必要か。

A 複数としていますので少なくとも2人以上と考えてください。

Q9 第三者証明として認められる証明者の範囲はどこまでか。

A 民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者の民法上の三親等内の親族は含みません。（平成23年3月23日年発0323第1号年金局長通知「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（関連【給付情2011-40】を参照）に準じ取扱います。）

Q10 初診日を確認する書類として第三者証明のみ添付があれば他の初診日を確認する書類は省略してよいか。

A 初診日を確認する書類として第三者証明のみ添付する取扱いは行いません。

年金相談窓口で、年金請求者等からの相談時に、受診状況等証明書など初診日を証明する書類が添付できるかどうか確認してください。初診日を証明する書類の添付ができないときは、受診状況等証明書が添付できない理由書の提出を求めてください。その際、身体障害者手帳等の初診日を確認するための参考書類の提出を求めるとともに、初診日頃の状況を証明できる複数の第三者の有無を確認していただき、第三者証明の提出も併せてご案内ください。

第三者証明の提出があった場合には、事務センターにおいて、第三者証明を含めて総合的に初診日の判断を行ってください。

Q11 第三者証明については、「・・・証明する者の氏名、住所、請求者との関係、請求者の傷病に関し知りうること（発病、事故、初診年月日等）等が具体的に記入されたものによること。」とあるが、具体的にはどのようなものであるべきか。

A 例えば、以下のような項目について出来る限り詳しく第三者証明に記載があると具体的な初診日の確認ができると考えますので参考としてください。

① 申し立て人について

氏名、現住所、連絡先、請求者との関係（初診年月日前後から現在まで）

② 初診年月日等について

傷病名、初診年月日、医療機関名、医療機関所在地・診療担当科名

③ 初診年月日頃を含む請求者の状況

発病から初診年月日までどのような症状があったのか、日常生活に支障があればどのような状況であったのか（その状況を知った経緯も含めて）。また、初診年月日にどのような症状があったのか、日常生活に支障があればどのような状況であったのか（その状況を知った経緯も含めて）。

Q12 過去に不支給となった者が再度請求してきた場合に、受付は遡及するのか。

A 前回の請求は処分が確定しています。第三者証明を添付して新たに請求書の提出があった場合は、新たに受付をしてください。（受付日は遡及しません。）

Q13 既に受付している請求書に第三者証明を添付してもよいのか。

A 適用開始日前に受付した請求書（処分確定前のものに限る。）では、第三者証明を添付して初診日を判断することはできません。ただし、初診日を証明する書類の添付不備等を理由として返戻後、適用開始日以降に再受付となる場合は第三者証明の添付が可能となります。

Q14 第三者証明で決定した者の人数調査は行うのか。

A 今のところ調査することは考えていません。ただ、今後、必要に応じ調査することも考えられますので、いつでも対象者の報告ができるように把握しておいてください。サービススタンダードの受付処理簿の添付書類に「第三者証明」などと登録しておくようにしてください。

Q15 市区町村への周知はどうするのか。

A 厚生労働省年金局から地方厚生局を経由して市区町村へ周知することとしますが、年金事務所等においても市区町村担当者との連携を図るようにしてください。

※ 地方厚生局への通知には、参考としてこの指示依頼文書(別添2：Q&A、別添3：初診日に関する第三者の申立書〔参考様式〕を含む。)が添付されます。

参考様式

初診日に関する第三者の申立書

障害基礎年金請求者 _____ の傷病名 (_____)
の初診日については、次のとおり申し立てます。

※20歳以前に上記傷病で通院していた様子などできる限り詳細に記載願います。

平成 年 月 日

<申立者>

住 所

連絡先 (_____)

氏名 _____ 印

(請求者との関係 : _____)

※ご提出後に、申立内容を確認させていただくことがあります
のであらかじめご了承ください。